

協働事業提案制度 募集案内

令和7年度栗東市協働事業提案制度募集要項

① 自由テーマ型

募 集 期 間 令和7年8月1日（金）～8月29日（金）

事業実施期間 令和8年4月1日～ 令和9年3月31日

② 連携支援型

募集期間・事業実施期間 随時

栗東市にある様々な地域課題を解決するためには、市民と行政が対等な立場で、ともに協力しながら課題解決に取り組むことが大切です。

「栗東をもっと元気に よりよいまちに・・・」

市民の皆さんが日ごろ感じている地域課題の解決に向け、市と協働して事業に取り組んでみませんか？

みなさんからの提案をお待ちしています！

【問合せ】 栗東市 市民部 自治振興課

〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号

TEL : 077-551-0290 FAX : 077-551-0432

E-mail : jichishinko@city.ritto.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.ritto.lg.jp>



**協働事業
提案制度**

REDITTO PARTNERSHIP



協働事業提案の種類

協働事業の提案は、提案団体が自由なテーマを設定して提案する事業であり、次の2つの種類があります。

- (1) 自由テーマ型提案事業：市の予算措置を要する事業
- (2) 連携支援型提案事業：市の予算措置を要しない事業



協働事業提案の対象となる事業

- (1) 市内で行われる事業
- (2) 自由テーマ型は、提案した翌年度に実施可能な事業
連携支援型は、提案した当該年度または翌年度に実施可能な事業
- (3) 地域社会の発展または地域が抱える課題や社会課題の解決が期待できる事業
- (4) 協働で実施することが制度的に可能であり、その役割が明確かつ適切な事業
- (5) 単年度で完了する事業（ただし、年度ごとの申請と選考により、3年間まで連続して提案することができます）

※ただし、次のいずれかに該当する事業は対象とはなりません。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体が利益を受けるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、選挙運動を目的とするもの
- (4) 政策等の提案を主たる目的とするもの
- (5) 施設等の建設または整備を主たる目的とするもの
- (6) 提案事業に対し、下記団体から既に助成を受けているもの
 - ・国、地方公共団体
 - ・国、地方公共団体から補助金の交付を受けている団体
- (7) 法律・条例等に反するもの
- (8) 公序良俗に反するもの



提案できる団体 *団体でなければ提案できません。

提案できる団体は、以下の条件を満たす、市民、地域コミュニティ団体、市民公益活動団体です。提案団体は、各年度において1団体につき1事業まで応募できます。

- (1) 5人以上の会員で組織している団体であること
- (2) 市内に活動の拠点を置き、公益的な活動をしていること
- (3) 定款（規約・会則）を持ち、開かれた活動を継続的に行っていること
- (4) 予算、決算について適正な会計処理が行われていること
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律に規定する暴力団をいう）または暴力団もしくはその構成員が統制している団体でないこと

- 【市民】 ・市内に住所を有する人 ・市内に通学し、または通勤する人
・市内において事業または活動を行う人
・市内において事業または活動を行う法人その他の団体

【地域コミュニティ団体】自治会、地域振興協議会など

【市民公益活動団体】自発的な参加によって行われる不特定多数の公益性のある活動を行う団体

市の負担金（自由テーマ型のみ）

本事業にかかる事業経費は、提案団体と市担当課との協議に基づき、双方で負担するものとします。

市の負担金は、市長が必要と認める経費の4分の3に相当する額とし、1事業100万円を限度とします。

なお、協働担当課による事務により発生した事務費（郵送代や印刷代等）については、事業経費から支出するものとします。事業経費の詳細は応募の手引き4ページに記載しています。

提出書類

- ① 協働事業提案書（様式第1号）
- ② 協働事業計画書（様式第2号）
- ③ 協働事業収支予算書（様式第3号）
- ④ その他、市長が必要と認める書類（団体の約款、会則、規約など）

事業選定方法

提案書の提出をもって応募とします。（郵送不可）

【自由テーマ型】

候補事業は、書類審査、協働担当課へのヒアリングによる一次審査および公開プレゼンテーションによる審査を経て、市長が決定します。

審査・選考は、学識経験者、市民公益活動団体の代表者、市民の代表者などから構成された「協働事業提案審査委員会」が行います。

審査基準については、応募の手引き2ページに記載しています。

【連携支援型】

候補事業は、書類審査、団体及び協働担当課へのヒアリングによる審査を経て、市長が決定します。ただし、提案内容によっては、「協働事業提案審査委員会」においてヒアリング等を行うものとします。

審査基準については、協働の妥当性、必要性、実現の可能性を総合的に判断します。

事業予算の計上・決定（自由テーマ型のみ）

候補事業が決定したら自治振興課にて予算要求します。

候補事業として決定した時点では予算は保証されておらず、最終的には市議会の議決で予算を決定します。予定していた事業予算が計上できなかった場合は、提案団体と協働担当課で対応を検討していただきます。

事業の公開性

審査の段階から、公開プレゼンテーション・ヒアリング形式を用いるなど、積極的に透明性の確保に努めることとし、審査内容をホームページ上で公開します。また事業終了後には、事業内容や成果を広く市民と共有するために公開での成果報告会を開催します。ただし、連携支援型の参加は任意としますが、積極的な参加をお願いします。

* 提出いただいたすべての書類は、栗東市情報公開条例に基づき公開します。



協定書の締結及び実績報告書の提出について

- **協定書の締結**

候補事業として決定されると、提案団体と協働担当課で、それぞれの役割分担や事業内容について協議し、自由テーマ型は翌年度、連携支援型は提案した当該年度または翌年度に事業の実施に関する協定書を締結します。

- **実施報告書の提出**

候補事業実施後には成果報告会での事業報告（連携支援型は任意参加）と実施報告書の提出をお願いします。

事業実施スケジュール

※日程が確定次第、市ホームページで公表します。

★自由テーマ型

提案の募集

8月 1日（金）
～
8月29日（金）

協働事業提案に応募する市民活動団体は、協働を想定する課と目的、内容、役割分担、協働の方法などについて、協議を行います。
協働相手方が決まっていない場合は自治振興課まで相談ください。
協議終了後に「協働事業提案書」を作成し、自治振興課に提出ください。
提出された提案書は、協働の妥当性や必要性、実現可能な事業であるか確認した後、受理します。

サポート講座 9月頃

公開プレゼンテーションに向けて、効果的なプレゼン手法の習得と練習を兼ねたサポート講座を実施します。

一次審査 (書類審査・ヒアリング) 9月下旬予定

協働事業審査委員会による協働担当課へのヒアリング（書類審査）を実施します。二次審査（公開プレゼンテーション）へ参加する提案事業を選考し、その結果をお知らせします。

二次審査 (公開プレゼンテーション) 11月頃予定

一次審査を通過した提案を対象に、提案団体・協働担当課による公開プレゼンテーションを行います。
提案団体からの事業内容の説明、協働担当課からの意見発表及び審査委員からの質問などを行います。

協働事業候補選考 結果の通知・公表 11月下旬頃

公開プレゼンテーションに参加いただいた団体に結果を通知します。
また、市ホームページなどで公表します。

市議会での議決 事業採択

市議会の3月定例会において、予算案が可決されて初めて事業の実施が決定します。

翌年度

協定書の締結

提案団体と協働担当課との間で協働事業実施にかかる「協定書」の締結を行います。

協働事業の実施 令和8年4月～

協定書の締結後、協働事業として実施します。
事業実施期間中に採択団体の交流を兼ねたサポート講座を開催しますので参加してください。

サポート講座 令和9年1月頃

成果報告会を前に報告会の進め方についてのサポート講座を実施します。

成果報告会 令和9年2～3月頃

提案団体と協働担当課が成果や課題など事業報告を行います。
市民参画等推進委員会は、その事業内容を評価します。

随時

★連携支援型

提案の募集

協働事業提案に応募する市民活動団体は、協働を想定する課と目的、内容、役割分担、協働の方法などについて、協議を行います。
協働相手方が決まっていない場合は自治振興課まで相談ください。
協議終了後に「協働事業提案書」を作成し、自治振興課に提出ください。
提出された提案書は、協働の妥当性や必要性、実現可能な事業であるか確認した後、受理します。

協働事業審査・選考 結果の通知・公表

自治振興課から提案団体及び協働担当課へヒアリング（書類審査）を実施します。提案事業を審査・選考し、提案団体にその結果を通知します。
また、市ホームページなどで公表します。

協定書の締結

提案団体と協働担当課との間で協働事業実施にかかる「協定書」の締結を行います。

協働事業の実施

協定書の締結後、協働事業として実施します。
事業実施期間中に採択団体の交流を兼ねたサポート講座を開催しますので積極的な参加をお願いします。（任意参加）

サポート講座 事業実施年度1月頃

成果報告会を前に報告会の進め方についてのサポート講座を実施しますので、成果報告会へ参加される場合は、積極的な参加をお願いします。（任意参加）

成果報告会 事業実施年度2～3月

提案団体と協働担当課が成果や課題など事業報告を行い、市民参画等推進委員会において、その事業内容を評価しますので、積極的な参加・評価をお願いします。（任意参加・評価）